

福島第二原子力発電所
廃炉作業取組みに関する
ご報告

2022.12.02

TEPCO



福島第二原子力発電所

①管理区域外設備(屋外)の解体撤去

2022年度は、「窒素供給装置」と「1・2号機ボンベ建屋」の解体撤去を以下のとおり行う計画です。



◆窒素供給装置

格納容器内を窒素ガスで充満し、不活性(酸素濃度4%以下)とすることにより、格納容器内の可燃性ガスの反応を防止するほか、運転時に格納容器の内圧調整等を行うために用いていた設備の一部。

◆解体撤去の工期(予定)

(着工)2022年12月中旬 ～ (完了)2023年3月下旬



◆1・2号機ボンベ建屋

運転中に発電機構成部品より発生する熱の冷却のために用いていた水素ガスや、発電機の起動・停止時に置換用等で用いられる炭酸ガス、窒素ガスのボンベを保管していた建屋。起動時は空気→炭酸ガス→水素ガスの順番で置換を行い、停止時は水素ガス→炭酸ガス→空気の順番で置換を行ってまいりました。

窒素ガスは発電機で火災があった際の消火用ガスとして用いていました。

◆解体撤去の工期(予定)

(着工)2023年1月下旬 ～ (完了)2023年3月下旬

なお、ボンベ建屋を解体撤去する際は、散水を行い粉じんの飛散防止に努めてまいります。
また、解体で発生した廃棄物については、法令に則り適切に処理を行います。

1

福島第二原子力発電所の廃止措置の状況について(2/2)

②汚染状況の調査

周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減に向けた適切な解体撤去工法及び手順の策定、並びに解体撤去工事に伴って発生する放射性固体廃棄物の発生量に関する評価精度の向上を図るため、放射化汚染*状況の調査、及び二次的な汚染**状況の調査を2028年度まで行います。

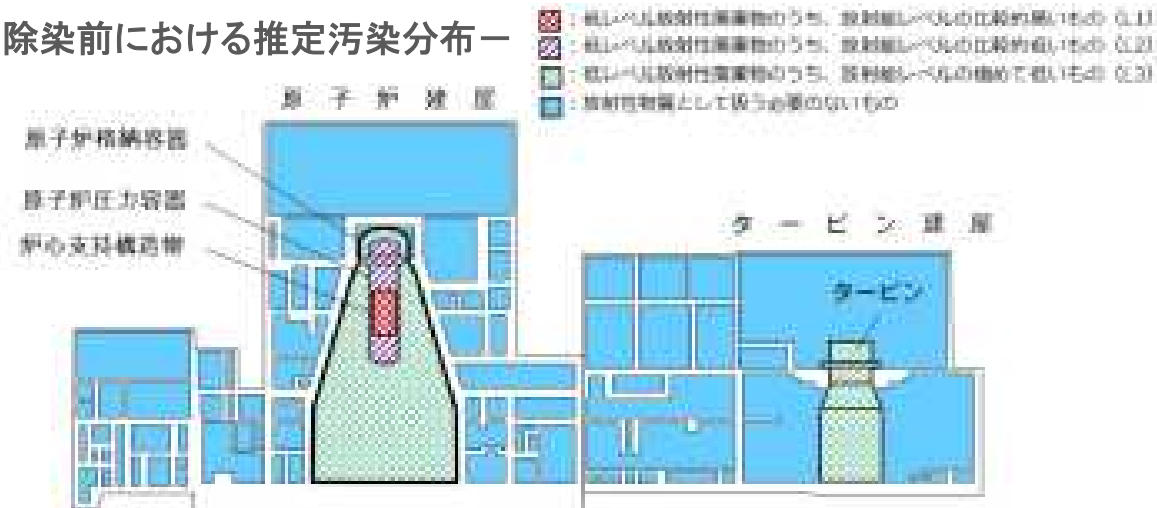
写真は、機器の汚染を測定しているところになります。



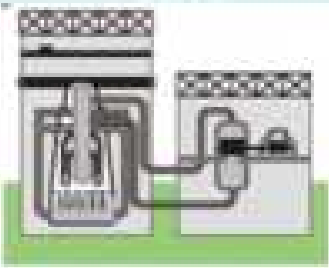
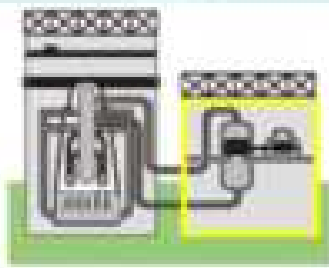
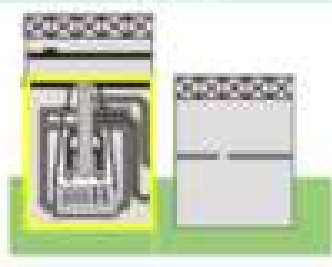

* 放射化汚染: 原子炉運転中の中性子照射により原子炉等の構造材が放射化して生成される汚染

** 二次的な汚染: 冷却材中の放射化した生成物が、機器及び配管の内面に付着する汚染

— 主な廃止措置対象施設の除染前における推定汚染分布 —



【参考】福島第二原子力発電所 廃止措置計画 全体の概略

| 2021年度～2030年度 | 2031年度～2042年度 | 2043年度～2053年度 | 2054年度～2064年度 |
|---|--|---|---|
| 【第1段階】 解体工事準備期間 (10年) | 【第2段階】 原子炉周辺設備等解体撤去期間 (12年) | 【第3段階】 原子炉本体等解体撤去期間 (11年) | 【第4段階】 建屋等解体撤去期間 (11年) |
|  |  |  |  |
| 汚染状況の調査 | 核燃料物質による汚染の除去 | | |
| | 管理区域内設備（原子炉本体以外）の解体撤去 | | |
| ← 原子炉本体の放射性減衰（安全貯蔵） → | 原子炉本体の解体撤去 | 建屋等の解体撤去 | |
| | 管理区域外設備の解体撤去 | | |
| | 原子炉建屋内燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の撤出（取出し） | | |
| | 核燃料物質の譲渡し | | |
| 放射性廃棄物（運転中に発生した放射性廃棄物及び廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物）の処理処分 | | | |